

【資料1】に関する委員事前質問・意見一覧

	ページ	分野別 施策	施策の 方向性	具体的な 取組	意見・質問	回答	担当課
(1)	1	1	1	①	<p>広報・啓発活動の推進</p> <p>【夏休みの障がい児・家族支援事業について①】 ・「利用者減」が事業休止の理由とされているが、利用者がゼロとなった訳ではなく、一方的な休止は納得できない。</p> <p>・休止の周知方法について再確認したい。従来は学校を通して実施案内があっていたと思うが、休止の案内も学校経由で行われたのか？</p> <p>・いつ、どういう方法で、休止の周知を図ったのか？</p> <p>・急な予定変更や、不慣れな場所、いつもと違う支援者等と過ごすことが困難な障がい特性のある子どもたちにとって、その周知方法で問題は無かったと、熊本市では考えている、ということなのか？</p>	<p>・サマーほっとクラブの利用登録者の推移を見ると、平成19年度の265人を境に年々減少傾向にあり、昨年度はピーク時の約1/4の64人。</p> <p>・また昨年度の利用登録者64人に放課後等デイの利用についてアンケートを取ったところ回答者57人のうち31人(54.4%)が放課後等デイを併用。</p> <p>・休止の周知については、5/24に前年度の利用者全員、5/25に市内小中学校及び県内特別支援学校に休止に係る文書を発送している。通知が遅くなったことについてはお詫びしたい。</p> <p>・本年度は事業休止としたが、放課後等デイサービスが充実してきたことから今後は事業廃止の方向で進めさせていただきたい。</p>	障がい保健福祉課 (地域生活支援班)
	3	1	2	①	<p>職員等への啓発</p> <p>・熊本市が「教職員や市職員等への啓発や、資質の向上」のために「実際に障がい児と接する体験研修」が必要と位置付けているのであれば、仮にサマーほっとクラブが休止になっても、別の形で「体験研修」を実施するのが筋、と考える。</p> <p>・サマーほっと休止の理由が「放課後等デイ」の利用増というのであれば、教職員等をデイに参加させて「実際に障がい児と接する体験研修」を継続させなければおかしいはず。</p> <p>・「事業終了」ではなく「事業休止」とあるが、再開することもあり得るのか？ そうであれば、30年度に向けて、現在どのような対策をしているのか？</p>	<p>・事業の目的が他制度で補うことができる事業や費用対効果の低い事業を見直し(廃止し)、そこで財源を生み出して、新たな事業の立上げまたは既存事業の拡充を図り、多様な要望に応えていくことが必要。</p> <p>・例えば日常生活用具給付事業において、要望が多い給付品目を新たに追加するなど既存事業の拡充を図っていく。</p> <p>(職員等への研修については次頁)</p>	

	ページ	分野別 施策	施策の 方向性	具体的な 取組	意見・質問	回答	担当課	
(2)	13	2	7	③	福祉に携わる職員の 資質の向上	<p>【夏休みの障がい児・家族支援事業について②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度は実績としては熊本地震の復旧・復興業務優先のため、職員の参加を見送ったとし、29年度は「利用者の減少により事業休止のため、取り組みの予定なし」となっている。 この事業はいわゆる「夏休み預かり事業＝サマーほっとクラブ」の事業を指しているのでしょうか？ ・本事業への利用者が減少しており、休止はやむを得ないとしても、新規採用職員等（特に障がい保健福祉課等の関連課）の障がい児者施設や事業所での体験研修は障がい児者の理解や啓発、障がいのさまざまな特性の理解においても有効であると考えます。障がい者サポーター制度の研修会のみならず、施設・事業所での体験研修は新規採用職員の配属部署（課）における、障がい児者への支援現場の理解に基づく業務の遂行に有効であると思われる。 ・29年度は取り組みの予定なしとされているが、今後、何らかの形で障がい児者と直接触れ合い、生活を共にする機会の提供等の予定はないのか？ 	<p>(職員等への研修について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員の採用時の研修では、障がいのある方と高齢者の立場になって考え、気持ちを理解し、サポート方法を学ぶことを目的とした講演と疑似体験を市社協や発達障がい者センターみなわの協力を得て実施している。 ・また、29年度からは新任ライン主査研修においても、合理的配慮を学ぶ機会や福祉疑似体験、講演などを実施している。 (講師)熊本市社会福祉協議会、ヒューマンネットワーク熊本、熊本市障がい者相談支援センター青空 ・今後は実際に施設等に出向き障がい者や障がい児と接しながら、障がいに対する正しい理解と業務上配慮すべき点等を学ぶ研修の開催も検討していく。 	障がい保健福祉課 (企画調整班)
(3)	2	1	1	②	講演会や啓発イベントによる理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・県と連携した「発達障がいについての講演会」は、以前は県2回、熊本市2回の、合計年4回開催されていたと思う。子ども発達支援センターやみなわの相談件数が年々増加している現状の中で、啓発や理解促進の取組は益々推進させなくてはならないはずだが、逆行しているという認識は熊本市にあるのか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・「発達障がいについての講演会」については、講師を招聘しての講演会の回数に変化はないが、市政だよりなどでの広報も継続して講演会の周知をしていく。 ・市民対象にした講話については、民生委員会、保育園の保護者などを対象に子ども発達支援センター、熊本市発達障がい者支センターの職員が実施しており、啓発、理解促進に努めているところである。今後もPTAなどへの働きかけなども行っていきたい。 	子ども発達支援センター
(4)	3	1	2	①	職員等への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員を対象とした障がい者サポーター制度の研修会だが、教員も含めて熊本市のすべての職員の何パーセントが受講しているのか？ ・障害者差別解消法の施行も鑑み、未受講の職員がいることが極めて不適切と考えるが、熊本市は職員の100パーセント受講は確約しないのか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員の障がい者サポーター登録者は438名であり、全職員の約7%であるが、受講者数自体の把握はできていないが、合わせると倍以上の人数となる。(登録は任意) ・サポーター研修以外にも、障害者差別解消法の施行に伴って実施した職員研修では、約450人の受講があったところである。また、定期的に全職員に対して全庁掲示板において、障がい者への理解を深めるための情報を発信するなど、積極的に啓発を進めている。 	障がい保健福祉課 (企画調整班)

	ページ	分野別 施策	施策の 方向性	具体的な 取組	意見・質問	回答	担当課	
(5)	3	1	2	①	職員等への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校及び通級指導教室担当教員への研修については、今後も引き続き取り組んでいってもらいたいが、そのほかにも校長先生以下、学校内の全ての教職員に対して研修についても、確実に実施してもらいたい。 ・さらに今後は、教職員以外の多くの大人たちが、児童・生徒に関わる機会が増えていることが予想される。職員等の「等」に含まれる人たちへの専門的な研修の充実にも取り組む必要があると考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校で、特別支援教育の校内研修を実施しており、笑顔いきいき特別支援教育推進事業における「特別支援教育研修」や「巡回相談員の派遣」も活用もされている。今後も全職員を対象とした校内研修等の充実を進めていく。 ・担任の補助として配置している学級支援員については、年間5回の研修を実施し、資質向上を図っている。また、特別支援教育セミナー等、各学校に特別支援教育に関する研修を周知し参加を呼びかけている。 	教育委員会 総合支援課
(6)	4	1	3	③	ボランティアの養成	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア関連事業が終了することだが「精神障がいへの理解を深める」とした転換先の施策は、何ページの何項に該当するのか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・「精神障がいへの理解を深める」事業として精神保健福祉センターにおいて、精神保健福祉に関する知識の普及と人材育成を行っている。2ページの②「講演会や啓発イベントによる理解の促進」において、精神保健福祉の知識についてマスコミ等での啓発や市民や支援者向けの講演会研修会を実施。ボランティア育成も含めた人材育成としては、6ページ⑦「ピアサポーター等の活動支援」において、市民向け「ピアサポート講演会」で、精神障がいへの理解を図り、「ピアサポート養成講座」や、「修了生のつどい」等で育成に取り組み、活動の支援をおこなっている。 	こころの健康センター
(7)	7	2	3	①	相談・支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・早期支援が確実に行われるように、対象となった全ての保護者へ「支援マニュアル」「支援ガイド」等で支援の必要性の周知徹底を図り、せつかく早期に支援が必要だと分かった子どもが、その後、放っておかれることのないようにしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・早期支援ができるよう保護者支援、保育園・幼稚園・認定子ども園・学校との連携に力を入れていきたい。 	子ども発達支援センター
(8)	7	2	3	②	障がい児保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアの必要な乳幼児の、保育所等での受入れは進んでいるか？実績は？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度においては、私立保育施設1施設で医療的ケアが必要な園児1名の受入を実施。 	保育幼稚園課
(9)	7	2	3	③	家族支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援や放課後等デイサービス、ペアレントトレーニング等の予算が28年度と比較して減少しているのは何故か？ ・本プランの重要施策の一つには「障がいのある人とその『家族』が、将来を見通し適切な支援を受けながら暮らしていく」とあるが、家族支援の充実にあたる予算が減るのは逆行しているのではないか？ 	<ul style="list-style-type: none"> (児童発達支援、放課後等デイサービス) ・当初予算は、前年10月頃に、同時点までの数年間の実績等をもとに見込みで算出するため、決算額とはリンクしていない。よって、年度途中で予算が足りなくなった場合は、補正予算措置等により対応している。 (ペアレントトレーニング) ・ペアレントトレーニング事業は、前年まで子育て安心親支援事業となっていたが、減額は、保育園、幼稚園等の特別支援コーディネーター養成事業の効率化等によるもの。保護者支援については、削減せず、新規にペアレントプログラム、ペアレントトレーニングを実施することとしている。 	障がい保健福祉課 (自立支援班) 子ども発達支援センター

	ページ	分野別 施策	施策の 方向性	具体的な 取組	意見・質問	回答	担当課																								
(10)	8	2	3	③	家族支援の充実	<p>・熊本市における放課後児童健全育成事業(児童育成クラブ)では、障がい児やその他特に支援を要する児童に配慮するため、指導員の加配を実施しており、その対象児童数の推移は以下のとおりである。</p> <p>※加配対象となるのは、障害者手帳の有無に関わらず、指導員が付いて支援をする必要があると判断された児童である。</p> <p>加配対象児童数の推移 ※平成29年度入会児童数は見込</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>入会 児童</th> <th>加配 児童</th> <th>(うち手帳 所持者)</th> <th>加配割合 (対入会児童)</th> <th>前年比 (加配児童数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27</td> <td>5,131</td> <td>334</td> <td>64</td> <td>6.51%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>5,522</td> <td>355</td> <td>81</td> <td>6.43%</td> <td>6.29%</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>5,729</td> <td>342</td> <td>57</td> <td>5.97%</td> <td>-3.66%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	入会 児童	加配 児童	(うち手帳 所持者)	加配割合 (対入会児童)	前年比 (加配児童数)	27	5,131	334	64	6.51%		28	5,522	355	81	6.43%	6.29%	29	5,729	342	57	5.97%	-3.66%	青少年教育課
	年度	入会 児童	加配 児童	(うち手帳 所持者)	加配割合 (対入会児童)	前年比 (加配児童数)																									
27	5,131	334	64	6.51%																											
28	5,522	355	81	6.43%	6.29%																										
29	5,729	342	57	5.97%	-3.66%																										
8	2	3	⑥	障がい児支援に関するサービスの充実	<p>・障がい児においては、放課後等デイサービス事業所の増加から現在、多くの学齢障がい児は放課後等デイサービスを利用していると思われるが、熊本市放課後児童健全育成事業における障がい児の数の推移は？(障がい児の育成事業におけるニーズは？)</p> <p>・近年では、児童育成クラブと放課後等デイサービスとを併用する児童や、放課後等デイサービスのみを利用するために児童育成クラブを退会する児童も多々見られる。</p>																										
(11)	8	2	3	⑤	地域療育体制の整備	<p>・「教育委員会の取組みも視野に入れ」とあるが、具体的にどのような取組みを検討しているのか？</p> <p>・教育委員会の笑顔いきいき特別支援教育推進事業のブロック会議と子ども発達支援センターが連携している保健、療育、医療、専門職の地域のネットワークの協働で地域毎の研修会等を実施する取り組みを検討している。</p>	子ども発達支援センター																								
(12)	9	2	4	⑤	福祉サービスの第三者評価	<p>・金銭面の問題で利用に結びつかないとの評価であり、29年度も受審を促していく予定のようである。しかし、3年に1回の受審はあくまで努力義務であり、金銭面の問題から利用促進が図れないのであれば、今後も第三者評価受審は進まない可能性がある。このことに関して、今後受審費用の一部補助等の予定はないのか？</p> <p>・受審費用の一部補助等の予定はない。</p> <p>・平成24年以降、熊本市の指定事業所で、第三者評価を受審した事業所は延べ20事業所あり、今後はさらに受審事業所が増加するよう促していく。しかし、金銭面等の問題で受審が困難な事業所についても自己評価については徹底していただくよう指導を行っていく。</p>	障がい保健福祉課 (自立支援班)																								
(13)	9	2	4	⑦	民生委員・児童委員	<p>・「活動を行う上での、更なる知識及び技術の習得に必要な支援」とあるが、具体的にどのような支援を想定しているのか？</p> <p>・平成28年度取り組み実績に記載しているとおり、民生委員・児童委員に対する研修会を開催し、障がい者に関する知識や対応技術の習得に努めるとともに、本市の障がい者施策に対する理解を深めていただいているところである。</p>	健康福祉政策課																								

	ページ	分野別 施策	施策の 方向性	具体的な 取組	意見・質問	回答	担当課
(14)	10	2	7	⑨	障がい者を理由とする差別の解消 ・障がい者サポーター研修会等においては、市民のみならず「市職員」にも周知啓発の徹底をお願いしたい。 ・②の予算が28年度と比較して10分の1となっているのはなぜか？	・障がい者への理解を深めるための市職員への周知啓発については、さらに力を入れていきたい。 ・決算額及び予算額の項目については、一部修正（正誤表を参照）。	障がい保健福祉課 （企画調整班）
(15)	18	3	4	⑥	発達障がいへの対応 ・「年々増加していく相談支援件数にどう対応していくか」と課題を抽出しているにも関わらず、29年度予算が減っているのはなぜか？	・新規相談枠は拡充しており、相談支援に関わる人員については確保している。	子ども発達支援センター
(16)	20	4	3	②	地域ぐるみの防犯・防災体制の整備 ・「熊本市災害時要援護者避難支援制度」の枠組みの中で、と規定されているが、実際には、その枠組みから外れてしまう人たちもいるのではないかと。 ・同制度の案内には、対象となる人として①～⑤までであるが、②の「障がいのある人」に、手帳はとれないが特別な配慮が必要な人は含まれるのか。 ・たとえ「登録をしていなくても」援護を必要とする人たちが、地域ぐるみで助け合う体制を整えていく、という考え方を、熊本市は持つつもりはないのか？ ・あくまでも「支援をして欲しかったら登録をしてください」「そのためには障がい判定を受けてください」というスタンスなのか。 ・対象となる方の⑥に「特別な配慮が必要な方」という趣旨の項目を追加することはできないのか。	・本制度は、援護を必要とする方々の情報を地域に提供し、地域ぐるみで助け合う体制を整えることを目的としており、そのために幅広く災害時要援護者に登録していただけるよう周知しているところ。 ・要件については、援護が必要となる方を幅広く捕捉できるように考える5つを挙げているが、それは要援護者を制限する趣旨ではない。例えば、ご指摘の「障がいのある方」については障がい者手帳の保持は要件としてはないので、身体等の状況により援護が必要であれば幅広く対象としているところ。今後、5つの要件以外についても援護が必要な方がいれば検討していく。	健康福祉政策課

	ページ	分野別 施策	施策の 方向性	具体的な 取組	意見・質問	回答	担当課	
(17)	21	4	3	⑦	福祉避難所の拡充	<p>・見直しを行った地域防災計画において、一次避難所への要配慮者スペースや福祉避難室の設置を明記した。本プランでは、来年度の改定の際に明記する。</p> <p>・市内の特別支援学校(6校)を「福祉子ども避難所」(仮称)として位置づける方向で関係機関と協議を進めている。</p> <p>・「福祉子ども避難所」の名称は、現在のところ仮称であるが、大規模災害発生時、基本的に特別支援学校や特別支援教室に通う児童・生徒及び保護者を受け入れる福祉避難所として、特別支援学校に設置することからこの名称を考えている。また、以上のようなことから、一般の福祉避難所とは違うということを市民に広く周知するためこのような名称が適当ではないかと考えた次第である。しかし、受け入れについては、児童・生徒に限定せず、障がいの種別や特性に応じた柔軟な対応を行うことを検討している。</p>	<p>・本プランにおいても、全ての一次避難所に特別な支援が必要な人たちのための「福祉避難スペース」を設ける、と明記してもらいたい。</p> <p>・さらに、特別支援学校を福祉避難所として位置づけてもらいたい。</p> <p>・なお、特別支援学校の福祉避難所認定にあたって、防災計画案のなかに、「福祉子ども避難所」(仮称)という名称があったが、あたかも「子ども」専用の避難所と誤認されるような呼び名が不適切と考える。再考をお願いする。</p>	障がい保健福祉課 (総務班)